

新型コロナウイルス感染症 相談窓口

■ 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 ☎096-300-5909 受付時間 24時間対応
■ 市相談窓口(宇城市保健福祉センター) ☎32-7100 受付時間 平日8時30分～17時15分

豊福第1・2学童保育所 学童保育支援員募集



勤務地 豊福学童保育所
内容 小学生の宿題や遊びの見守り、おやつ提供など
勤務日数 週5日程度
休日 日・祝日、お盆、年末年始
勤務時間 ①13時30分～18時 ②15時～19時 ③7時30分～19時の間の6時間程度
※土曜、学校の長期休業中は③
報酬 時給900円
※通勤手当あり
※資格不要
豊福第1学童保育所
☎(25)4610
青島☎080(3948)5218



採用試験日 4月以降、順次実施
自衛隊熊本地方協力本部 募集課
☎096(297)2051
宇城市陸上教室
熊本大学陸上競技部の監督と選手が小学生に走る技術を丁寧に教えます。
日時 2月23日(土)・25日(日)・26日(日)
3月4日・11日(土)(全5回)
場所 当尾グラウンド(雨天時は、サンアビリティーズ)
対象 市内の小学生
費用 1500円/人
申込方法 申込書を持参またはFAX(32)1137
申込期限 2月10日(金)
申込書はこちら市HP
☎(32)1945



認知症市民フォーラム in うき2022 ~若年性アルツハイマー型認知症の夫に寄り添って生きる~



若年性アルツハイマー型認知症の夫に寄り添って生活している三角町の直江淳子さん。不安や葛藤を抱く中、サポートを受けながら前向きに生活する日々を伝えます。誰もがなり得る「認知症」について一緒に考えてみませんか。



配信期間 2月1日(水)～28日(火)
視聴方法 市公式YouTubeチャンネル(市HPで「認知症市民フォーラム」と検索)
※DVD貸し出しも可能(市在住の人に限り)
実行委員会(市地域包括支援センター内)
☎25-2015

動画はこちらから市HP



税・料金

確定申告はe-Tax

申告は、パソコンやスマートフォンなどで画面の案内に従い、金額を入力するだけのe-Tax(電子申告)が便利です。



税務署での申告相談は整理券が必要ですが、希望者人数制限を設けるため、希望者が

には入場券を発行。当日に会場で配布するほか、国税庁の公式LINEからも事前予約ができます。
※予約状況によって、後日の来場をお願ひする場合があります。
宇土税務署 ☎(22)0410

市税の納期限

第9期集合税
固定税4期(法人・市外)
2月28日(火)
債権管理課
☎32-1497

宇城市公民館主催講座 ハーブの基礎講座



ハーブの育て方、利用方法、効用を学び、暮らしを楽しむ。ハーブティーの試飲もあります。
日時 3月3・17日(金) 14時～16時
会場 不知火防災拠点センター
講師 萩尾泰宏(やすひろ)先生
対象 市在住・勤務の人
受講料 200円/人(全2回分)
材料代 110円/人
申込方法 窓口、電話
申込期限 2月15日(水)
定員 8人
※申込多数の場合、抽選
宇城文化スポーツ課
☎(32)1945



時間 10時～12時
受講料 200円/人(全2回分)
材料費 3500円/人(全2回分)
※1回目は生花、2回目は造花
定員 8人
※申込多数の場合、抽選
対象 市在住・勤務の人
申込方法 窓口、電話
申込期限 2月14日(火) 17時
宇城インダストリアル研修館
☎(32)5739

熊本さわやか大学校 入学生募集

多彩な講義や学習活動など、シニアのための学びの場です。
受講期間 4月から1年間
※毎週1講座、全40回
日程・場所
熊本校 毎週木曜、県総合福祉センター(熊本市中央区)
八代校 毎週火曜、桜十字ホール(八代市)
時間 13時30分～15時30分
対象 県内在住の60歳以上の人
費用 入学金 5000円
受講料 1万6000円
申込期限 3月10日(金)
申込書配布場所 市高齢介護課
熊本さわやか長寿財団
☎096(354)3083

くらし

国民健康保険・国民年金 加入には証明書が必要

他の健康保険を辞め(被扶養者も含む)、国民健康保険・国民年金に加入する場合は、「社会保障資格喪失証明書」が必要です。
※会社勤めにいた本人のみが加入する場合は、離職票または雇用保険受給資格者証でも可能。



会社を辞めたら手続きを忘れずに!



証明書発行の依頼先
・ 社会保障喪失証明書・離職票 勤めていた会社
・ 雇用保険受給資格者証 ハローワーク
医療保険課 ☎(32)1417

知ってほしい「国民健康保険制度」 vol.9

国民健康保険税の納付方法は2種類 「普通徴収」「特別徴収」

- 普通徴収 納付書払い、口座振替(通常6月から翌年3月までの年10回)
● 特別徴収 世帯主の年金から天引き(偶数月で年6回)
※次の全てに該当する場合
・ 世帯主が国民健康保険の被保険者
・ 国民健康保険の被保険者全員が65～74歳
・ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上
・ 介護保険料が年金から天引きされている
・ 国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない(超える場合は、介護保険料のみ年金から天引き)

医療保険課 ☎32-1417